

廃棄物焼却施設の更新/廃棄物発電施設の建設事業計画段階環境配慮書に対する市長意見

1 事業計画の具体化にあたり配慮すべき検討事項

排ガス中の窒素酸化物については、適正な排ガス処理施設の採用、運転・維持管理等を通じて、可能な限り排出濃度を低減させた計画とすること。

2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 工事中の環境影響評価

工事中の環境影響評価項目の選定にあたっては、既存施設の解体、撤去による環境影響も考慮して、検討を行うこと。

(2) 廃棄物について

硫黄酸化物及び塩化水素対策として採用を計画している排ガス処理施設については、既存の湿式処理方式から乾式処理方式へ変更することとなっているが、副産物として発生する飛灰の量が増加することから、「廃棄物」を環境影響評価項目に選定すること。

(3) 騒音、低周波音について

工作物としてタービン、送風機等の設置が新たに計画されていることから、施設の稼働に伴い発生する「騒音」及び「低周波音」を環境影響評価項目に選定することを検討するとともに、適切な環境保全措置を講じること。

3 その他

水銀の大気排出規制に係る今後の国内法整備の動向を踏まえ、可能な限り水銀の大気への排出抑制に努めること。